

2. 不法投棄台数の変化について

平成13年度4～6月及び平成14年度4～6月の不法投棄台数

(調査対象自治体数：2516)

品目	4品目合計		エアコン		テレビ		冷蔵庫		洗濯機	
	H13	H14	H13	H14	H13	H14	H13	H14	H13	H14
4月	12,451 (11.0)	11,763 (10.4)	1,520 (1.3)	997 (0.9)	6,266 (5.5)	6,137 (5.4)	2,599 (2.3)	2,611 (2.3)	2,066 (1.8)	2,018 (1.8)
5月	11,981 (10.5)	12,347 (10.9)	1,771 (1.6)	1,358 (1.2)	5,916 (5.2)	6,128 (5.4)	2,409 (2.1)	2,679 (2.4)	1,885 (1.7)	2,182 (1.9)
6月	9,589 (8.4)	10,965 (9.7)	1,476 (1.3)	1,361 (1.2)	4,512 (4.0)	5,311 (4.7)	2,100 (1.8)	2,452 (2.2)	1,501 (1.3)	1,841 (1.6)
累計	34,021 (29.9)	35,075 (30.9)	4,767 (4.2)	3,716 (3.3)	16,694 (14.7)	17,576 (15.5)	7,108 (6.3)	7,742 (6.8)	5,452 (4.8)	6,041 (5.3)
前年度比	+3.1%		-22.0%		+5.3%		+8.9%		+10.8%	

注1) 括弧内は「10万人当たりの台数」で、回答のあった2516自治体の人口の合計11,362万人で台数を除したものの。

注2) 2516自治体の人口の合計は約11,362万人(総人口12,733万人の89%)

また、平成14年度4～6月期に全国の家電の指定引取場所へ持ち込まれた家電4品目の台数は約238万台であり、人口10万人当たりでは約1,866台となる。

平成12年度4～6月及び平成13年度4～6月の不法投棄台数

(調査対象自治体数：279)

品目	4品目合計		エアコン		テレビ		冷蔵庫		洗濯機	
	H12	H13	H12	H13	H12	H13	H12	H13	H12	H13
4月	2,236 (8.2)	3,051 (11.2)	316 (1.2)	339 (1.2)	954 (3.5)	1,607 (5.9)	526 (1.9)	609 (2.2)	440 (1.6)	496 (1.8)
5月	2,108 (7.7)	2,643 (9.7)	330 (1.2)	292 (1.1)	898 (3.3)	1,392 (5.1)	465 (1.7)	522 (1.9)	415 (1.5)	437 (1.6)
6月	1,895 (7.0)	2,149 (7.9)	353 (1.3)	297 (1.1)	799 (2.9)	1,089 (4.0)	417 (1.5)	455 (1.7)	326 (1.2)	308 (1.1)
累計	6,239 (22.9)	7,843 (28.8)	999 (3.7)	928 (3.4)	2,651 (9.7)	4,088 (15.0)	1,408 (5.2)	1,586 (5.8)	1,181 (4.3)	1,241 (4.6)
前年度比	+25.7%		-7.1%		+54.2%		+12.6%		+5.1%	

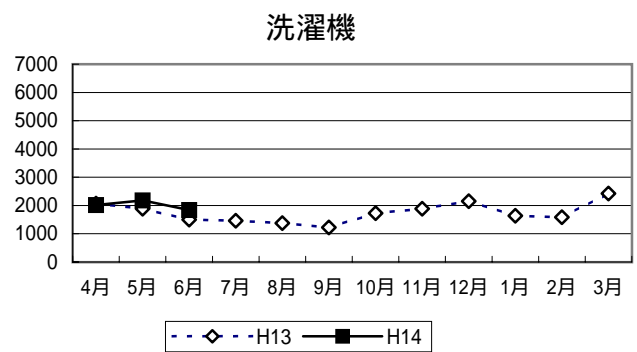
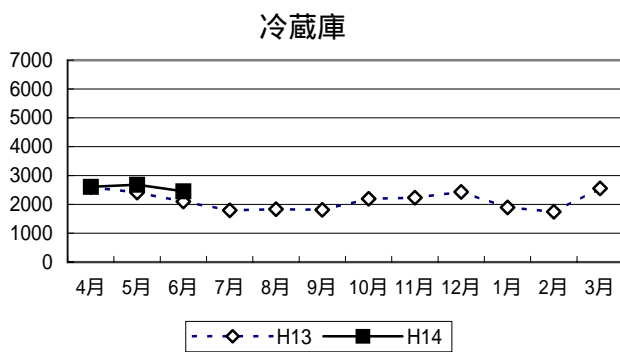
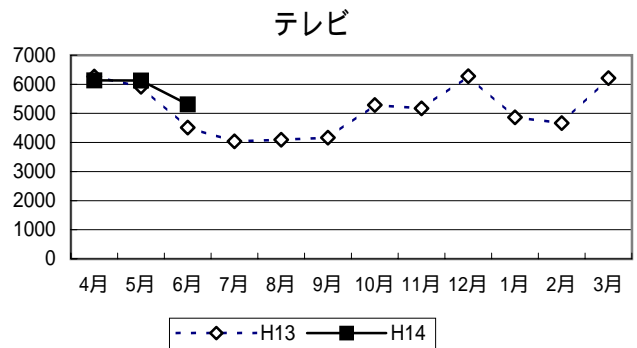
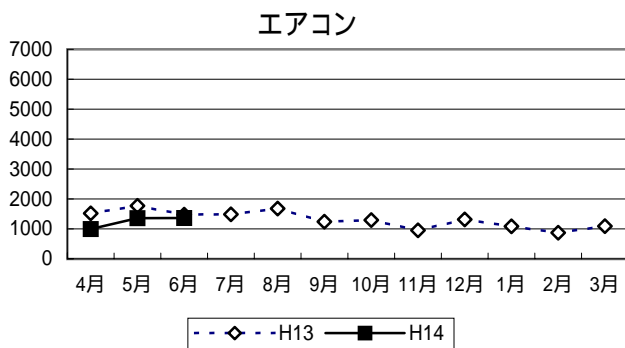
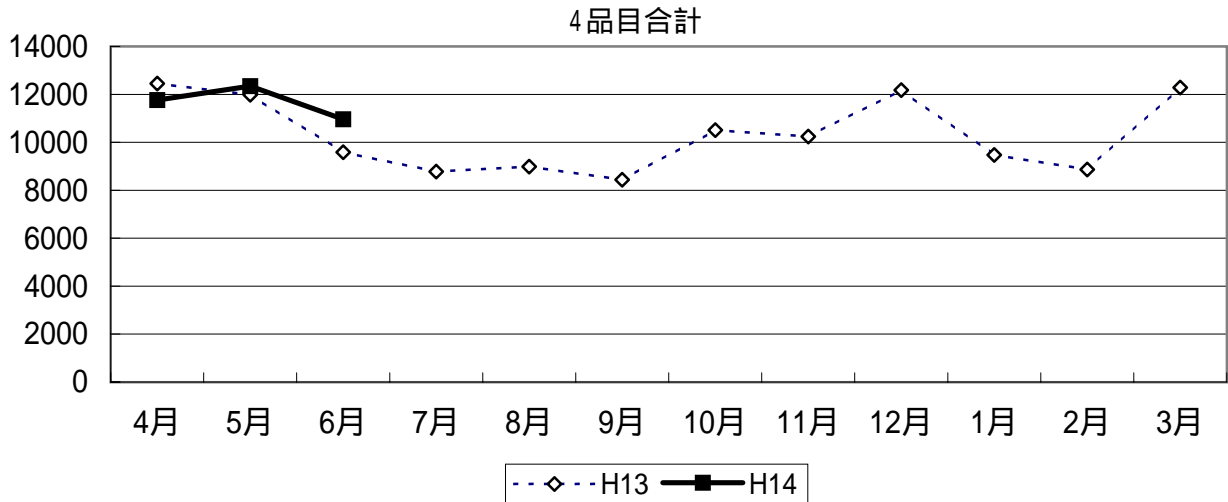
注1) 括弧内は「10万人当たりの台数」で、回答のあった279自治体の人口の合計2,724万人で台数を除したものの。

注2) 279自治体の人口の合計は約2,724万人(総人口12,704万人の21%)

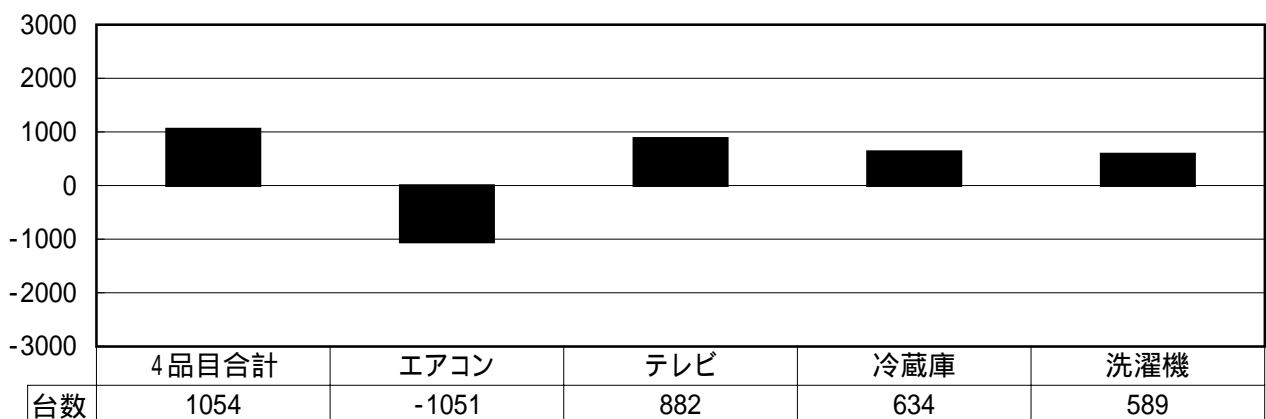
また、平成13年度4～6月期に全国の家電の指定引取場所へ持ち込まれた家電4品目の台数は約154万台であり、人口10万人当たりでは約1,211台となる。

不法投棄台数の推移

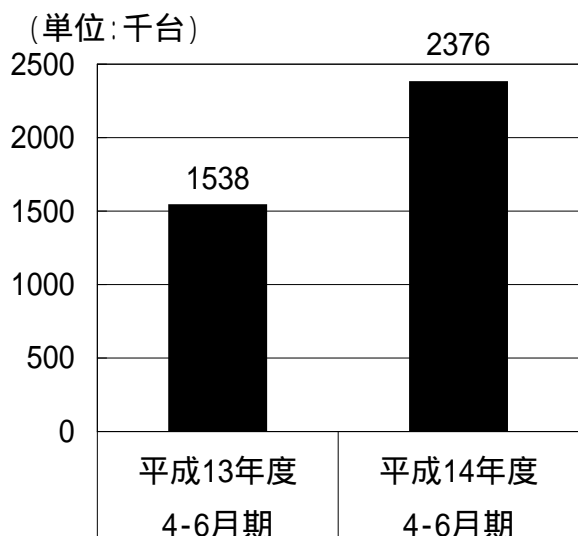
(調査対象自治体数: 2516)



不法投棄の増加台数(6月までの累計)

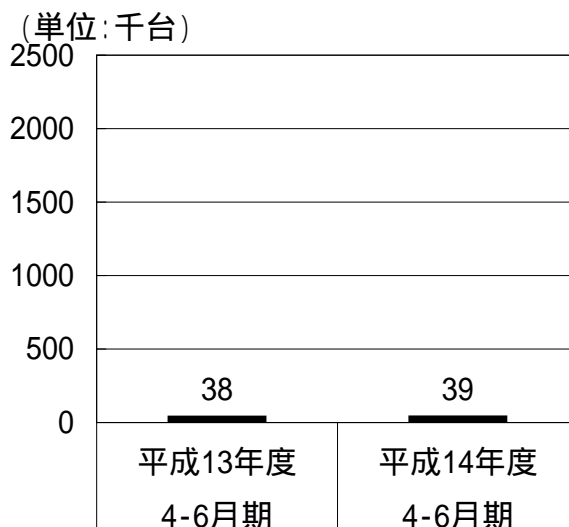


全国における引取台数



同期比54.5%増

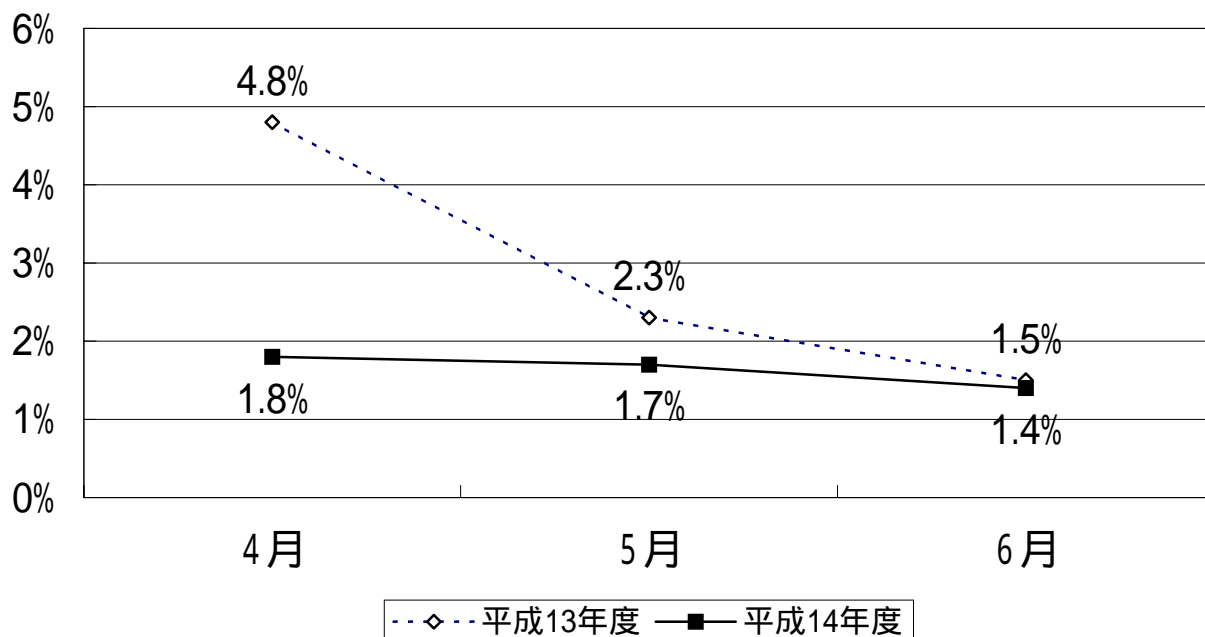
全国における不法投棄台数



同期比3.1%増

注) 2516自治体における不法投棄台数に基づいて全国の不法投棄台数を推計。

家電4品目の廃棄台数に対する不法投棄台数の比率



注) 不法投棄台数は、2516自治体における不法投棄台数に基づいて全国の不法投棄台数を推計。

6. 市区町村における家電リサイクル法への取組み状況について

平成13年4月から施行されている特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に関して、平成13年4月及び10月に行った調査に引き続き、施行後1年を経過した平成14年4月1日時点における全国の市区町村の取組み状況を把握するためにアンケート調査を行った。

調査対象は全市区町村で、都道府県を通じ全国の市区町村に協力を依頼し、有効な回答を得られた3,012市区町村（合計人口12,353万人）のデータを取りまとめた。調査期間は平成14年4月17日～5月9日である。

1 家電リサイクル法における家電4品目の取扱いについて

全国の市区町村において、小売業者が引き取る義務のない家電4品目についてどのような収集体制を構築されているかについて問うたところ、67%にあたる2,023市区町村が「行政回収は行わない」と回答している。これは、前々回（平成13年4月調査）前回（平成13年10月調査）の調査と同様であった。

また、行政回収を行わない2,023市区町村に対し、義務外品の回収システムについて問うたところ、約半数の市区町村で地域小売店を中心としたシステムを構築していることが伺える。これは前回調査と同様であった。

1.平成14年4月1日での家電4品目の処理体制について該当する番号を選択して下さい。	市区町村数(%)	前回	前々回
1)小売業者に引取義務のない家電4品目(義務外品)を含め行政回収は原則行わない。	2,023 (67%)	(62%)	(65%)
2)小売業者に引取義務のある家電4品目(義務品)は行政回収しないが、義務外品は行政回収する。	766 (25%)	(31%)	(31%)
3)義務外品、義務品を問わず家電4品目は行政回収する。	223 (7%)	(7%)	(4%)
合計	3,012 (100%)		

2. (1.で1)を回答した市区町村に対し平成14年4月1日現在の義務外品の回収システムについてお伺いします。

	前回
1)主に、地域小売店が連携した回収システムである。	・・・610 (30%) (31%)
2)主に、地域小売店と量販店が連携した回収システムである。	・・・152 (8%) (6%)
3)主に、地域小売店と許可業者が連携した回収システムである。	・・・282 (14%) (12%)
4)主に、量販店が中心の回収システムである。	・・・ 43 (2%) (3%)
5)主に、許可業者が連携した回収システムである。	・・・325 (16%) (19%)
6)主に、環境大臣指定業者による広域回収システムである。	・・・ 72 (4%) (4%)
7)中心的な回収システムはない。	・・・319 (16%) (15%)
8)把握していない。	・・・168 (8%) (7%)
9)その他	・・・ 52 (3%) (3%)
	合計 2,023 (100%)

2 義務外品を行政回収する場合の対応について

(1) 義務外品を行政回収すると回答した989市区町村(1の1.で2)および3)を選択した市区町村)に対して、予想していた家電4品目の回収量と実際の行政回収量との比較について問うたところ、前回調査同様、予想よりも行政回収量が少ない(48%)、ほぼ予想通りである(24%)と回答したところが多かった。

また、行政回収する場合の処理料金の徴収について問うたところ、約8割(784自治体)が家電リサイクル券を活用し、排出者からは収集運搬料金のみ徴収すると回答している。家電リサイクル券の運用について問うたところ、438(44%)の自治体では特に回答がなかったが、家電メーカー名の誤記(26%)や券の貼付場所(15%)や品目記載(12%)の間違いなどが見られたとの回答が得られた。

さらに、収集運搬料金の額について問うたところ、単純平均値で見ると、家電4品目のそれぞれについて、約2,200~2,400円程度であった。

1.平成13年度の行政回収量について、法施行前に予想していた行政回収量と実際の行政回収量を比較した現在の状況として最も近いものを選択して下さい。

	前回
1)ほぼ予想通りである。	・・・236 (24%) (27%)
2)予想よりも行政回収量が多い。	・・・ 98 (10%) (7%)
3)予想よりも行政回収量が少ない。	・・・477 (48%) (44%)
4)わからない。	・・・151 (15%) (20%)
5)その他	・・・ 27 (3%) (3%)
	合計 989 (100%)

2. 排出者から処理料金を徴収しますか。

- 1) 収集運搬料金のみ徴収し、再生処理料金は家電リサイクル券を利用する。 …784 (79%)
- 2) 収集運搬料金及び再生処理料金の両方を徴収する。 … 50 (5%)
- 3) 徴収しない。 … 65 (7%)
- 4) その他 … 90 (9%)
- 合計 989 (100%)

3. (2. で 1) を選択した市町村に対し平成13年度における家電リサイクル券の運用に当たって、該当するものがあれば選んで下さい。(複数回答可)

- 1) 家電リサイクル券の記入に、家電メーカー名の誤記があった。 …253 (26%)
- 2) 家電リサイクル券の品目の記載に誤記があった。 …114 (12%)
- 3) 支払われたリサイクル料金が間違っていた。 … 98 (10%)
- 4) 家電リサイクル券の貼付場所が間違っていた。 …150 (15%)
- 5) 家電リサイクル券が破損、あるいは紛失していた。 … 99 (10%)
- 6) 家電リサイクル券が貼付されていなかった。 … 69 (7%)
- 7) その他 …191 (19%)
- いずれの選択肢にも回答がなかった自治体 …438 (44%)

4. 手数料条例で設定している収集運搬料金の額はいくらですか。

収集運搬料金の分布

(単位：市区町村数)

円	0~	500 ~	1000 ~	1500 ~	2000 ~	2500 ~	3000 ~	3500 ~	4000 ~	4500 ~	5000 ~
エアコン	8	41	87	111	193	119	162	60	36	5	4
テレビ	16	48	109	109	193	124	155	54	12	4	2
冷蔵庫	12	20	85	104	199	133	157	53	39	14	10
洗濯機	9	50	93	117	216	117	156	45	16	4	3

収集運搬料金(単純平均値)

エ ア コ ン	テ レ ビ	冷 蔵 庫	洗 濯 機
2,317円	2,180円	2,406円	2,196円

大きさや回収方法の違い(戸別・持込)により額が異なる場合は品目毎の単純平均値

(2) 全市区町村を対象として、家電4品目の行政回収について1年間の実績を問うたところ、平成13年度実績を有する3,006市区町村において、エアコン9,564台、テレビ34,002台、冷蔵庫22,838台、洗濯機18,779台の合計85,183台が行政回収され、このうち指定引取場所へはエアコン8,200台、テレビ28,618台、冷蔵庫19,920台、洗濯機16,414台の合計73,152台が持ち込まれ、行政回収された家電4品目の約86%がメーカーに引き渡された。

また、平成12年度と平成13年度との比較では、比較できるデータを有する620市区町村で見ると、家電4品目合計で、平成12年度は2,815,110台の行政回収実績だったのに対し、平成13年度では35,951台であった。平成12年度のデータには、家電リサイクル法施行直前のいわゆる駆け込みによる家電の排出増加の影響が考えられるため、単純な比較はできないものの、行政回収されていたもののほとんどが新しいシステムに移行したものと考えられる。

1. 平成13年4月～平成14年3月末までの家電4品目の行政回収の実績台数の合計を記入して下さい(行政回収とは、問1の行政が直接又は委託業者により回収することを指し、不法投棄物の回収分は含みません)。

また、平成12年4月～平成13年3月末までの家電4品目の回収(粗大ごみ等による回収を指します。)実績について把握している市区町村にあっては、記入できる範囲で台数を記入して下さい。

平成13年度の行政回収の実績台数 (市区町村数3,006、人口12,345万人)

		エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
平成13年4月～ 平成14年3月	実績台数	9,564台	34,002台	22,838台	18,779台	85,183台
	うち引取場所	8,200台	28,618台	19,920台	16,414台	73,152台

注)引取場所 指定引取場所へ持ち込んで処理したもの

平成12年度と13年度との行政回収の実績台数の比較

(市区町村数620、人口5,078万人)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
平成12年度	311,890台	1,334,838台	621,326台	547,056台	2,815,110台
平成13年度	4,237台	15,264台	8,898台	7,552台	35,951台

3 家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄の状況について

(1) 平成13年度において不法投棄された家電4品目の回収を行ったかどうか問うたところ、2,300市区町村(76%)が回収したと回答した。不法投棄された場所については、これまでの調査と同様、道路(53%)、ごみ収集場所(53%)、山林、田畑等(53%)の場所への不法投棄が多く見られた。また、全体的に調査の回を追うごとに数字が大きくなっており、不法投棄が行われる場所が多様化していることが伺われる。

また、不法投棄された廃家電については、約半数の市区町村が家電リサイクル法の指定引取場所へ持ち込んだと回答しており、前回、前々回の調査結果と比較すると、その割合が高まってきている。

1.家電リサイクル法が施行された平成13年4月以降、平成14年3月末までに不法投棄された家電4品目を回収しましたか。

	前回	前々回
1)回収していない。	… 712 (24%)	(35%) (40%)
2)回収した。	… 2,300 (76%)	(65%) (60%)
	合計 3,012 (100%)	

2.(1.で2)を選択した市区町村に対し)回収した家電4品目はどのような場所に不法投棄されていましたか。(複数回答可)

	前回	前々回
1)ステーション等のごみ収集場所	… 1,230 (53%)	(50%) (45%)
2)小売店の敷地	… 143 (6%)	(6%) (5%)
3)小売店以外の民有地	… 553 (24%)	(23%) (22%)
4)民有地以外の山林、田畑等	… 1,230 (53%)	(45%) (38%)
5)道路上、道路高架下等の公道	… 1,230 (53%)	(54%) (40%)
6)河川敷等の河川用地内	… 898 (39%)	(33%) (26%)
7)公園、港湾等の道路、河川以外の公共用地	… 645 (28%)	(22%) (7%)
8)その他	… 268 (12%)	(10%) (17%)

3.平成13年度において、不法投棄された家電4品目の処理をどのように行いましたか。

	前回	前々回
1)主に市区町村、組合等の自前の処理施設で処理した。	… 491 (21%)	(22%) (16%)
2)主に委託業者、許可業者等の廃棄物処理業者の処理施設で処理した。	… 350 (15%)	(12%) (7%)
3)主に家電リサイクル法の指定引取場所へ持ち込み処理した。	… 1,159 (50%)	(31%) (9%)
4)現在処理方法を検討中である。	… 300 (13%)	(35%) (57%)
	合計 2,300 (100%)	

(2)さらに、不法投棄台数の実績について問うたところ、2,750市区町村（総人口の約93%を占める）の合計では、平成13年度の1年間で、家電4品目合計台数128,911台の不法投棄物を回収したとの回答であった。品目別に見ると、エアコン16,344台（人口10万人あたり13.8台）、テレビ64,063台（人口10万人あたり54.1台）、冷蔵庫26,658台（人口10万人あたり22.5台）、洗濯機21,846台（人口10万人あたり18.5台）であり、テレビが4品目合計台数の約50%を占める結果となった。

1. 回収された家電4品目に関する不法投棄の実績データについて、分かる範囲で下表に不法投棄台数（回収した台数）を記入して下さい。

平成13年度月別不法投棄台数

（市区町村数2,750 人口11,838万人）

	家電4品目 合計	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
		平成13年4月	12,904台	1,586台	6,499台
平成13年5月	12,418台	1,800台	6,159台	2,485台	1,974台
平成13年6月	9,978台	1,513台	4,698台	2,187台	1,580台
平成13年7月	9,175台	1,520台	4,242台	1,883台	1,530台
平成13年8月	9,358台	1,722台	4,271台	1,910台	1,455台
平成13年9月	8,804台	1,276台	4,329台	1,912台	1,287台
平成13年10月	10,900台	1,432台	5,440台	2,254台	1,774台
平成13年11月	10,632台	971台	5,356台	2,346台	1,959台
平成13年12月	12,678台	1,342台	6,565台	2,522台	2,249台
平成14年1月	9,876台	1,124台	5,082台	1,963台	1,707台
平成14年2月	9,156台	907台	4,808台	1,798台	1,643台
平成14年3月	13,032台	1,151台	6,614台	2,709台	2,558台
平成13年度合計 (10万人あたり台数)	128,911台 (108.9台)	16,344台 (13.8台)	64,063台 (54.1台)	26,658台 (22.5台)	21,846台 (18.5台)

注)()内の数値は人口10万人あたりで換算した数値。なお、平成13年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電は約855万台であり、人口10万人あたりでは、約6,740台となる。

(3)家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄対策について問うたところ、対策を講じている市区町村は2,252(75%)であり、これまでの調査と比較すると増加傾向が見られた。また、対策の内容について問うたところ、職員または委託業者による巡回監視(74%)、ポスター、チラシ、看板等による普及啓発(54%)、郵便局、タクシー業界等との連携による監視体制の構築(41%)との回答が多く、これまでの調査結果と同様であった。

また、今後の家電4品目の不法投棄について見込みを問うたところ、増加することが懸念される(61%)、現在と変わらないと思われる(33%)、減少することが期待される(6%)という結果であった。昨年4月の調査と比較すると、増加することが懸念されると回答した市区町村の割合は減少し、昨年9月の調査からは大きな変化は見られなかった。

1.家電リサイクル法の施行に伴い、家電4品目の不法投棄の未然防止のための対策(巡回パトロールによる監視等)を講じていますか。

	前回	前々回
1)講じている。	2,252 (75%)	(72%) (69%)
2)今後、講じる予定である(検討中を含む)。	480 (16%)	(18%) (24%)
3)講じる予定はない。	280 (9%)	(10%) (6%)
	合計3,012 (100%)	

2.(2.で1)を選択した市区町村に対し)家電4品目の不法投棄の未然防止のための対策とは具体的に何ですか。(複数回答可)

	前回	前々回
1)職員または委託業者による巡回監視、パトロール	1,662 (74%)	(75%) (75%)
2)町内会など住民との連携による監視、通報体制の構築	843 (37%)	(38%) (39%)
3)郵便局、タクシー業界等との連携による監視体制の構築	930 (41%)	(32%) (23%)
4)警察当局と連携した監視、通報体制の構築	449 (20%)	(20%) (22%)
5)ポスター、チラシ、看板等による普及啓発	1,225 (54%)	(53%) (59%)
6)監視カメラ等の設置	65 (3%)	(2%) (2%)
7)処理料金の補助	17 (1%)	(1%) (1%)
8)その他	145 (6%)	(8%) (8%)

3.家電リサイクル法の施行後1年間を踏まえ、今後の家電4品目の不法投棄についてどう考えていますか。

	前回	前々回
1)増加することが懸念される。	1,835 (61%)	(62%) (95%)
2)現在と変わらないと思われる。	1,009 (33%)	(32%) (5%)
3)減少することが期待される。	168 (6%)	(5%) (0.2%)
	合計3,012 (100%)	

4 家電リサイクル法の施行に伴う財政負担について

家電リサイクル法の施行に伴って、家電4品目の不法投棄対応として平成13年度に計上した予算について問うたところ、回答のあった2,073市区町村の単純平均値では1,453千円、中央値で263千円であった。また、同様に平成14年度における予算を計上しているか問うたところ、当初予算で計上している市区町村が2,131(71%)、補正予算で計上する予定である市区町村が57(2%)、計上していない市区町村が708(24%)であった。当初予算で計上している市区町村に対し予算の額を問うたところ、単純平均値では956千円、中央値では242千円との回答であった。平成14年度は、平成13年度と比較して、当初予算から不法投棄の対応のための予算を計上する市区町村が増加した反面、1市区町村あたりの計上金額は減少した。

また、市区町村における財政負担の変化について問うたところ、全体として負担は増加していると回答した市区町村は1,069(35%)、現段階では判断できないと回答した市区町村が1,051(35%)、変化していないと回答した市区町村が682(23%)の順となっている。現段階では判断できないとする市区町村が4割弱ある一方で、前回調査と比較すると、負担は増加していると回答した市区町村の割合がやや増加した。

1.家電リサイクル法施行に伴って、家電4品目の不法投棄の対応のために平成13年度に計上した予算はいくらですか。

平均値	1,453 千円	
中央値	263 千円	回答した市区町村数2,073 (69%)

2.家電リサイクル法施行に伴って、家電4品目の不法投棄の対応のために平成14年度に予算を計上していますか。

前回

1)当初予算に計上している。	・・・	2,131 (71%) (59%)
2)補正予算に計上する予定である。	・・・	57 (2%) (5%)
3)計上していない。	・・・	708 (24%) (28%)
4)今後、検討する。	・・・	116 (4%) (8%)

3. (2.で1)を選択した市区町村に対し)その予算額はいくらですか。

平均値	956 千円
中央値	242 千円

4.家電リサイクル法の施行前後での貴市区町村における財政負担の変化についてお伺いします。

前回

1)パトロールの強化や不法投棄の問題等があり 全体として負担は増加している。	・・・	1,069 (35%) (27%)
2)家電製品の引取量の減少や処理コストの低減等により 全体として負担は軽減している。	・・・	210 (7%) (6%)
3)全体として変化していない。	・・・	682 (23%) (23%)
4)現段階では判断できない。	・・・	1,051 (35%) (44%)
		合計3,012 (100%)

5 家電リサイクル法の施行状況について

法施行後1年が経過した段階での施行状況について問うたところ、「順調に推移している」と回答した市区町村は401(13%)、「概ね順調に推移している」と回答した市区町村は1,840(61%)で合計2,241(74%)が評価した一方、「あまり順調とは言えない」と回答した市区町村は648(22%)、「順調とは言えない」と回答した市区町村は123(4%)であり、前回調査と同様、大半の市区町村が評価している傾向であった。

1.家電リサイクル法が施行されて1年が経過しましたが、貴市区町村における施行状況についてお伺いします。

	前回
1)順調に推移している。	・・・ 401 (13%) (16%)
2)概ね順調に推移している。	・・・1,840 (61%) (63%)
3)あまり順調とは言えない。	・・・ 648 (22%) (18%)
4)順調とは言えない。	・・・ 123 (4%) (3%)
	合計3,012 (100%)

2. (1.で3)または4)を選択した市区町村に対し)家電リサイクル法の施行上問題となっている点は何ですか(複数回答可)。

	前回
1)不法投棄の増加	・・・583 (76%) (70%)
2)指定引取場所の配置や対応等、引取り 引渡しが円滑でないこと	・・・141 (18%) (19%)
3)新たな費用負担に対する住民の不満	・・・441 (57%) (63%)
4)制度に対する住民の理解が進まないこと	・・・303 (39%) (36%)
5)その他	・・・ 56 (7%) (7%)

7. 離島における収集・運搬

1. 離島地域における廃家電の収集運搬料金については、地域ごとに収集運搬の効率化等制度運用上の工夫を図ること等によって、料金を低額に抑える取組みがなされている。
2. なお、割高感がある地域については、これらの取組みを参考にして地域における創意工夫により、料金の低減化に努めていくことが重要。

(住民、小売業者、地元自治体等との協力による収集運搬の事例)

(1) 北海道奥尻島、利尻島及び礼文島

輸送、保管の方法

- ・自治体が廃家電の集積場所（島内）を小売業者に提供。小売業者は、引取った廃家電を集積場所に一時保管（量をまとめて、搬出頻度を少なくしている。）
- ・集積場所から本土の指定引取場所までは、町又は町の委託業者が運搬車ごと民間フェリーに乗せて運搬。

料金

- ・奥尻は無料（小売業者及び町が負担） 利尻は500円～1,500円、礼文は300円。

料金を抑えるための工夫等、特記すべき事項

- ・道、地元自治体、小売業者等が協議して、現在のシステムを構築。
- ・礼文町は町所有者（4 t車2台とダンプ1台）の車検取得時に併せて輸送し、費用がかからないようにしている。

(2) 新潟県佐渡島

輸送、保管の方法

- ・自治体が島内に廃家電の集積場所（3カ所）を用意し、住民が持ち込み。集積した廃家電は、島内4カ所の海運業者の集積場所に搬入。
- ・住民が小売業者に排出した場合には、小売業者が海運業者の集積場所に搬入。
- ・海運業者が海上輸送し、本土の指定引取場所まで運搬。

料金

- ・自治体の集積場所への持ち込みの場合、700円～1,000円。
- ・小売業者の場合、1,600円～2,400円。

料金を抑えるための工夫等、特記すべき事項

- ・県、地元自治体、小売業者及び運搬業者等の懇談会で検討し、現在のシステムを構築。

(3) 福岡県福岡市（玄界島）

輸送、保管の方法

- ・従来から自治体が利用していた不燃ごみの輸送船（3～6回/年）に、排出者が直接廃家電を持ち込み、博多港まで海上運搬。博多港から指定引取場所までは民間業者が運搬。

料金

- ・500円

料金を抑えるための工夫等、特記すべき事項

- ・住民の協力により、排出者に直接輸送船に乗せてもらう（要請があれば各戸まで取りに行くが、料金は1,500円+実費）

家電リサイクル：奄美大島における廃家電収集運搬について

2002年6月
 経済産業省
 環境省

<現状>

平成 13 年度に、経済産業省九州経済産業局が奄美大島における廃家電収集運搬料金の現状を調査した結果、料金が最も高い大型冷蔵庫で、8,400 円程度であった（鹿児島県電機商業組合加盟店の場合）。

この内訳は、次のとおり。

島内集荷料	1,500 円
海上運賃	6,210 円
i 発地荷役料	1,860 円
ii 海上運賃	2,660 円
iii 着地荷役料	1,690 円
本土陸送運賃	700 円

<対応>

奄美大島の場合、海上運賃、中でも高額の荷役料を如何に引き下げるかが重要であると判断された。

鹿児島県電機商業組合は、鹿児島県及び国の支援の下、奄美支部を中心に検討し、自社トラックで鹿児島から商品を搬入している業者が、これまで空荷だった帰りの有効活用策として、廃家電の運搬を希望していることから、当該業者のトラックを活用することとした。

この結果、今後、これまでの約半額、かつ、本土並みで廃家電を輸送することが可能となった。

(参考)

品 目	現 行 ^(*1)	今 後 ^(*2)
テレビ	4,000 円	1,500 円
エアコン	4,800 円	2,500 円
洗濯機	5,300 円	2,500 円
冷蔵庫（250ℓ未満）	5,400 円	2,500 円
冷蔵庫（250ℓ以上）	8,400 円	4,000 円

(*1) 電機商業組合加盟店の例。

(*2) 名瀬港集貨拠点から鹿児島県の指定引取場所までの料金。この他に、小売店の島内収集運搬料金が必要となるが、各小売業者は、他の離島の事例等も参考にしつつ、これまでよりも安価となるよう努力。

8. 家電リサイクル券の現状

(財)家電製品協会は、家電リサイクル法のもとで、排出者、小売業者、製造業者等が行う業務の円滑な遂行を可能とするための環境整備の一環として、家電リサイクル券システムを運営している。家電リサイクル券は、リサイクル料金の円滑な回収・支払いと家電リサイクル法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票の役割を兼ねたものである。

1. 家電リサイクル券システムについて

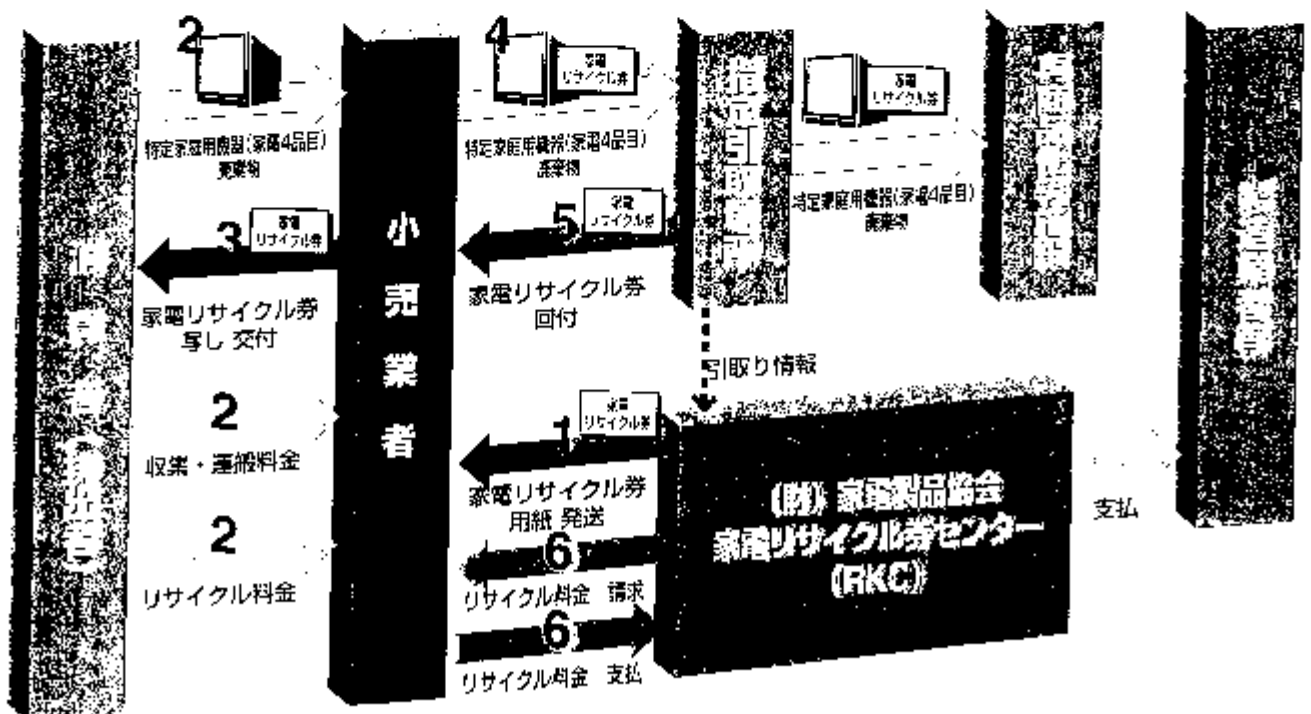
排出者は、リサイクル料金を(1)小売業者経由で支払う場合と(2)郵便局経由で支払う場合のどちらかを選択することができる。

(1) リサイクル料金を小売業者経由で支払う場合

約75,000店(本システム加入企業の店舗数)の小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取る際に、家電リサイクル券を発行し、その写しを排出者に交付する。製造業者等(リサイクル義務者)への引き渡しは、小売業者が行う。

※(財)家電製品協会から配布された家電リサイクル券枚数：

累計23,782千枚(平成14年9月末)



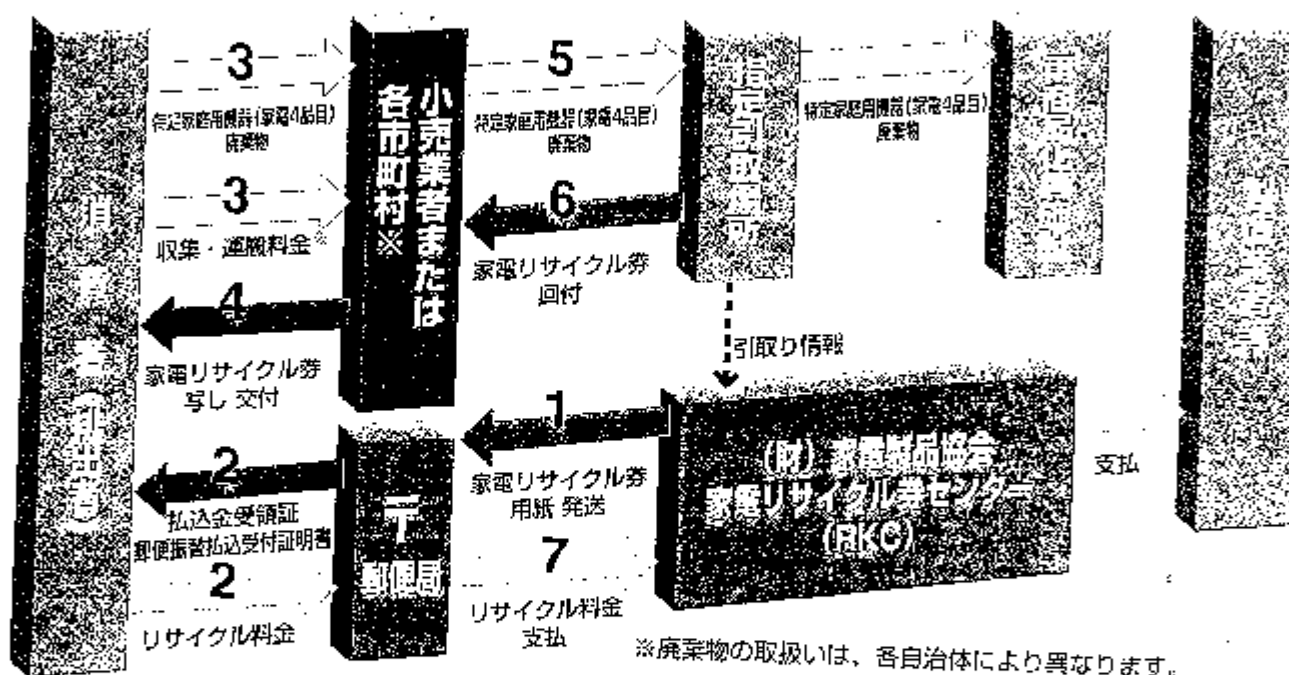
(2) リサイクル料金を郵便局経由で支払う場合

買い替えでもなく、購入した小売業者を忘れてしまったり、また引っ越し等で近くに購入した小売業者がない等の場合には、排出者は郵便局にある家電リサイクル券で、リサイクル料金を支払うことができる。製造業者等（リサイクル義務者）への引き渡しについては、自治体（回収方法は自治体により異なる）等が行うことになる。

※・(財)家電製品協会から配布された家電リサイクル券枚数：

累計2,942千枚（平成14年9月末）

・特定郵便局を含む全郵便局に家電リサイクル券が置かれている。



2. 排出者の確認手段について

排出者は、リサイクル料金の支払いが小売業者経由であっても郵便局経由であっても、リサイクル券番号により、家電リサイクル券センターのホームページ内 (URL:<http://www.aeha.or.jp>)にある「排出者向け引取確認」の画面を通じて、排出した廃家電が製造業者等（リサイクル義務者）に引き渡されたどうかを確認することができる。

3. 小売業者経由と郵便局経由の利用状況

平成13年度のリサイクル料金の支払いは、小売業者経由が約94%であり、郵便局経由は約6%であった。なお、郵便局経由の中には、排出者が小売業者にリサイクル料金を支払うが、その小売業者が家電リサイクル券システムに加入しておらず郵便局経由で振り込む場合もごく僅かではあるが含まれている。

なお、排出者が、郵便局経由でリサイクル料金を支払ったものの、使用済み製品を友人に譲る等の理由により、そのリサイクル券を使用しなかった場合には、当該リサイクル券及び本人を証明する資料（例えば免許証のコピー）を添えて（財）家電製品協会リサイクル券センター（RKC）宛に郵送すれば、RKCにて必要書類を確認後、郵便局を通じて返金している。

問い合わせ先は、

（財）家電製品協会 家電リサイクル券センター（RKC）

電話番号：0120-319640

受付時間：午前9時～午後5時（日・祝休）

9 . 家電リサイクル法違反・事故

(1) リサイクルプラントにおけるフロン放出事件

シャープ(株)等複数の家電メーカーが、家電リサイクル法に基づくりサイクル等の業務を委託している関西リサイクルシステムズ(株)において、家電リサイクル法で回収、破壊等が義務付けられているエアコン及び冷蔵庫の冷媒フロンを、昨年7月から9月にかけて大気中に放出している事実が明らかになり、経済産業省及び環境省による現地立入調査等を行い、家電リサイクル法第18条第2項(冷媒フロンの回収、破壊等に関する義務)に違反している事実を確認したため、家電リサイクル法第28条第1項の規定に基づいてリサイクル等の業務を委託していた家電メーカーに対し、平成14年3月20日に勧告を行った。

関西リサイクルシステムズ(株)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、(a)無許可で平成13年6月から12月に処理能力を超えて施設を稼働、(b)回収した冷媒フロンを大気中に放出と法律に違反していたことから、平成14年5月2日に大阪府は、使用停止(平成14年5月3日から同年7月31日までの90日間)及び改善命令の行政処分を、また同日枚方市は、改善命令の行政処分を実施。

(2) 小売業者による家電リサイクル法第10条(製造業者等への引渡義務)違反

小売業者は、排出者から引き取った廃家電製品を再度使用する等省令で定める場合を除き、製造業者等へ引き渡す義務が課せられている。

上記に違反し、製造業者等ではなく、廃棄物業者や輸出業者等に対して、廃家電製品を引き渡していた事実が判明した以下の小売業者に対し、家電リサイクル法第16条第1項に基づいて勧告を行った。

(a)平成14年2月15日

- ・株式会社エコー出雲マツヤ(島根県出雲市)
- ・日進株式会社(神奈川県横浜市)

(b)平成14年6月7日

- ・上新電機株式会社(大阪府大阪市)
- ・有限会社ミウラ電気商会(千葉県市川市)
- ・坂本電機株式会社(香川県坂出市)
- ・木下電気商会(大阪府東大阪市)

(3) リサイクルプラントにおける火災事故

(冷蔵庫の断熱材ウレタンによるもの)

平成13年6月1日及び7月14日に、破砕機内で、高温状態にある鉄片と冷蔵庫の断熱材ウレタンが接触したことが原因と推定される火災事故が別々のリサイクルプラントで発生した。

これらの事故を踏まえ、(a)破砕機周辺温度の監視強化、(b)廃家電の投入量制御と散水温度制御等の対策を講じるとともに、(財)家電製品協会に災害防止連絡会を設置し、リサイクルプラントにおける安全な操業を行うための知識、経験を関係者間で共有する体制を構築した。

これらの事故に際し、経済産業省において、学識経験者及び専門家を交えて、事故原因検討・分析のための会議を開催した。

なお、その後他のプラントにおいては、上記のような大きな事故は発生していない。

(冷凍機油によるもの)

あるリサイクルプラントにおいては、今年度6回爆発事故が発生し、特に大きい爆発は平成14年8月10日及び19日に発生した。事故原因について、現時点では特定できないが、冷蔵庫コンプレッサーやエアコン配管に入っている冷凍機油が破砕機内の熱によって気化し、そのガスに引火したことによる可能性が高いと考えられる。

なお、8月19日より後はi)前処理の徹底、ii)破砕機への投入量管理等を行い、操業を再開し、事故は発生していない。

10 . 普及啓発・調査

(1) 平成 1 3 年度に実施した事業

パンフレット、ビデオの作成、配布

ホームページの活用

家電リサイクルプラントの見学受入の実施 (別紙 1 0 - 1)

環境教育・啓発ツールの作成、配布

a.平成 1 4 年度から導入される総合的な学習の時間等に使用するための副読本の作成

b.経済産業省ホームページに「for Kids」のページを掲載

「家電リサイクル法相談窓口」における問い合わせ対応

(2) 平成 1 4 年度に実施予定の事業

施行実績等を踏まえた新たなパンフレットの作成、配布

ホームページの充実

家電リサイクルプラントの見学受入の実施 (別紙 1 0 - 1)

地域住民による取組の促進事業

各地域における地域住民団体 (N P O 等) による不法投棄防止対策等の取組を促進する。

「家電リサイクル法相談窓口」における問い合わせ対応

家電リサイクルプランにおける見学受入一覧表

平成14年8月

リサイクルプラント名	所在地	受入日 (曜日・時間等)	最大受 入 可能人数	所要時間	申込先 (電話番号、FAX番号 等)	平成13年度 見学受入 総数(人)
1 北海道エコリサイクルシステムズ(株)	北海道苫小牧市字柏原6番269	火・水・木10:00～ 11:30 13:30～ 15:30	50	1時間	TEL: 0144-53-9307 FAX: 0144-53-1699	5,252
2 (株)鈴木商会 発寒工場	札幌市西区発寒15条13丁目3番 45号	火・水	座席42 席 立席含	40分～1.5 時間	TEL: 011-676-2770 FAX: 011-676-2773	100
3 (株)鈴木商会 石狩工場	石狩市新港中央三丁目750-7	火・木 祝祭日除 く 11:00～ 15:00～	10		TEL: 0133-64-1877 FAX: 0133-64-1878	100
4 東北東京鉄鋼(株)	青森県八戸市河原木海岸4-11	月～金	20	1時間	TEL: 0178-26-6563	0
5 (株)エコリサイクル	秋田県大館市花岡町字堂屋敷 30-2	月～金9:30～ 16:00	20	1時間	TEL: 0186-47-1001 FAX: 0186-47-1002	2,975
6 東日本リサイクルシステムズ (株)	宮城県栗原郡鶯沢町字南郷南 沢82-2	水、木13:00～ 16:00	40	1時間	TEL: 0228-57-1015 FAX: 0228-57-1016	3,252
7 那須中田屋(株)	栃木県大田原市下石上1505-11	月～金 10:00～15:00	8	1時間	TEL: 0287-29-2777	0
8 (株)関東エコリサイクル	栃木県下都賀郡大平町富田800	火、木9:30～ 11:30 13:30～ 16:00	25	0.5時間	TEL: 0282-43-1122 FAX: 0282-43-1115	3,159
9 中田屋(株) 伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市宮子町1211-9	月～金 10:00～15:00	10	1時間	TEL: 03-3293-6782	0
10 中田屋(株) 加須工場	埼玉県加須市志多見2236	月～金 10:00～15:00	10	1.5時間	TEL: 03-3293-6782	0
11 (株)ハイパーサイクルシステ ムズ	千葉県市川市東浜1-2-4	火・木9:00～ 17:00	40	1.5時間	TEL: 047-327-5860 FAX: 047-327-5861	1,836
12 中田屋(株) 千葉工場	千葉県千葉市稲毛区六方町210	月～金 10:00～15:00	8	0.5時間	TEL: 03-3293-6782	0
13 フェニックスメタル(株)	千葉県市原市八幡海岸通3-1 昭和電工内	月～金 10:00～15:00	10	2時間	TEL: 0436 43 1261 FAX: 0436 43 7282	0
14 東京エコリサイクル(株)	東京都江東区若洲38番	水・木14:00～ 15:00	24	1時間	TEL: 03-3522-6690 FAX: 03-3522-6688	921
15 (株)テルム	神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20-1	火曜・木曜 10:00～11:30 13:30～15:00 時間内の1時間	50	1時間	TEL: 045-510-6830 FAX: 045-506-7978	1,808
16 エヌケーケートリニクス (株)	川崎市川崎区水江町6番1号	火・水・木10:00 ～16:00	10	2時間	TEL: 044-322-1654 FAX: 044-322-1523	4,314
17 (株)富士エコサイクル	静岡県富士宮市山宮3507番地 19	火、木10:30～ 11:30 13:30～ 14:30 14:30～	20	0.75時間	TEL: 044-861-9846 FAX: 044-861-9891	1,809
18 中田屋(株) 富士工場	静岡県富士市今泉中瀬795-1	月～金 10:00～15:00	5	0.5時間	TEL: 03-3293-6782	0
19 (株)豊和商事 三条支店	新潟県南蒲原郡栄町大字福島 新田丙2229	月～金 8:00～15:00	10	1時間	TEL: 025-284-0131	3
20 (株)豊和商事 本社	新潟県長岡市新組町字筒場 2474-1	月～金 8:00～15:00	10	1時間	TEL: 025-284-0131	8
21 ハリタ金属(株)	富山県西礪波郡福岡町本領 1053-1	月～金 9:00～15:00	50	1時間	TEL: 0766-64-3516 FAX: 0766-64-3046	300
22 グリーンサイクル(株)	愛知県名古屋市区昭和町13 番地	火～金10:00～ 12:00 13:30～ 16:30	75	1.75～2時 間	TEL: 052-613-5714 FAX: 052-613-5799	5,400
23 豊田メタル(株)	愛知県半田市日東町1-6	月～金 13:30～15:00	25	1.5時間	TEL: 0569-22-0211	1,250
24 トーエイ(株)	愛知県知多郡東浦町大字藤江 町字亥子新田1-16	月～金	10	0.5時間	TEL: 0562-83-3880	20
25 関西リサイクルシステムズ (株)	大阪府枚方市春日北町2丁目 28-1	水・木10:00～ 13:00～	50	1.5～2時 間	TEL: 072-808-9888 FAX: 072-808-9889	4,205
26 (株)アール・ピー・エヌ	姫路市飾磨区中島3059番地20	火・水・木10:00 ～14:00～	40	1時間	TEL: 0792-43-1200 FAX: 0792-43-1202	1,747
27 (株)松下エコテクノロジーセ ンター	兵庫県加東郡社町佐保50	水・木・金 10:00～11:30 13:30～15:00	50	1.5時間 (O&A含む)	TEL: 0795-42-8570 FAX: 0795-42-8580	8,943

	リサイクルプラント名	所在地	受入日 (曜日・時間等)	最大受 入 可能人	所要時間	申込先 (電話番号、FAX番号 等)	平成13年度 見学受入 総数(人)
28	平林金属(株) 港工場	岡山県岡山市新築港1-22	月～金 9:30～16:30 (12:00～13:00除く)	25	1時間	TEL : 086-277-2371 FAX : 086-277-2373	200
29	平林金属(株)リサイクル ファーム御津	岡山県御津郡御津町大字高津 字常原120-13	月～金 9:30～16:30 (12:00～13:00除く)	50	1.5時間	TEL : 0867-24-0505 FAX : 0867-24-9696	2,000
30	西日本家電リサイクル(株)	福岡県北九州市若松区響町1丁 目62番地	火(午前) 金(午前・午後) 10:30～	50	1時間	TEL : 093-752-2881 FAX : 093-752-2883	10,359
31	九州メタル産業(株)	福岡県北九州市小倉北区西港 町62-4	火～木 10:00～13:00	20	1時間	TEL : 093-582-6143 FAX : 093-582-6195	0
32	熊本新明産業(株)	熊本市南高江3丁目3番53 号	なし	10	0.5時間	TEL : 096-357-1773 FAX : 096-357-9822	18
33	アクトビーリサイクリング (株)	熊本県水俣市塩浜町278-6	月～金 9:00～17:00	30	1時間	TEL : 0966-62-3300 FAX : 0966-62-3338	1,220
34	(株)荒川商店	鹿児島県鹿児島市七ツ島1-2-4	土曜を除く平日 日曜、祝日	20	1時間	TEL : 099-254-4131 FAX : 099-258-0191	120
35	拓南商事(株)	沖縄県具志川市字州崎8番地の 2	月～金 午後	30	1時間	TEL : 098-934-8010 FAX : 098-934-8011	482
36	(株)拓琉金属	沖縄県浦添市港川495-9	水午後	5	0.5時間	TEL : 098-876-3548 FAX : 098-876-5849	0
37	(株)拓琉リサイクル研究セン ター	沖縄県沖縄市登川3513-1	水午後	5	0.5時間	TEL : 098-876-3548 FAX : 098-876-5849	0
	合 計						61,801

11.3 R及び環境配慮設計の進捗

家電リサイクル法の施行に伴い、家電メーカーにおいては、リデュース・リサイクル配慮設計についても製品の設計アセスメントの中で取り組みが進められている。具体的な事例は以下のとおり。

(1) ノンフロン冷蔵庫

平成14年1月以降、6社12機種(300～450L級)のノンフロン冷蔵庫が発売されている(年内に更に1社発売予定)。

同冷蔵庫は通常の機種より若干割高であるにもかかわらず、予想を上回る販売状況となっており、今後とも市場拡大が期待されている。

(2) 無鉛はんだ

「2002年度末までに鉛フリーはんだをグローバルに全製品へ導入すること」を目標として、環境会議傘下に「鉛フリーはんだプロジェクト」を設置し、技術確立と導入推進を図っています。2001年度までに、国内130品目に、海外では32社、21品目に導入を完了しています。(「松下電器グループ環境報告書2002」28頁より)

既に業務用エアコン、換気扇の一部では導入済みですが、2002年秋から発売する家庭用エアコンや冷蔵庫でも、数十万台の量産規模で導入を図り、2004年度までに家庭電器製品のすべての機種に展開します。(「三菱電機グループ環境レポート2002」15頁より)

2001年4月以降の国内生産の新製品に無鉛はんだを導入。シャープでは従来の鉛はんだに替えて、すず・銀・銅系などの成分からなる無鉛はんだの導入を推進しています。(「2001年 シャープ環境報告書」19頁より)

2000年度から主要家電製品やPCに順次採用していますが、2001年度には主要家電製品の主要・新製品に全面採用していきます。さらに2003年度までには全製品で採用します。(「東芝グループ環境報告書2002」13頁より)

日立グループでは電気電子機器の接続用鉛はんだの全廃の取り組みを進めております。(中略)2003年度中には全廃の予定です。(「日立グループ環境報告書2002」17頁より)

(3) 化学物質について

2005年度目標：鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、臭素系、塩素系難燃剤、塩ビ樹脂の使用廃止(「松下電器グループ環境報告書2002」7～8頁より)

2003年3月までに全商品の筐体・キャビネットおよび回路基板でハロゲン化合物を廃止(2000年主要商品で取り組む)。(「2001年 シャープ環境報告書」19頁より)

電気電子機器類に含まれる六価クロム、鉛、水銀、カドミウム、臭素系難燃剤(PBB、PBDE)の化学物質を2005年度全廃に向けて取り組みを開始いたしました。(「日立グループ環境報告書2002」17頁より)

(4) プラスチック

リサイクルする場合、異なった種類の樹脂が混じり合うと品質が低下し、部品材料として使用できなくなります。このため商品のキャビネットや筐体に使用するプラスチックについては、各商品ごとに2種類、3グレード以下と基準を定めました。(「2001年 シャープ環境報告書」20頁より)

(5) ブラウン管ガラスの軽量化

コンピューターディスプレイ用モニターのブラウン管重量の約7割～8割はガラスが占めており、省資源の観点からガラスの軽量化が望まれていました。ブラウン管ガラスの薄肉化と形状を最適化することにより、ブラウン管のパネル部で重量比5%、ファンネル部で10%、それぞれの軽量化を達成しました。これにより、X線漏洩防止のためファンネルガラスに含有している鉛使用量についても重量比で10%削減でき、省資源および有害物質の削減に貢献しました。(「ソニー 社会・環境報告書2002」32頁より)

(6) 廃家電製品の再商品化への取り組み例

テレビ

ブラウン管ガラスを再びブラウン管ガラスの材料に使用。(「松下電器グループ 環境報告書2002」34頁より)

洗濯機

回収された洗濯機の水槽を、新しく製造する水槽の原材料として利用できるようになりました。この技術を利用した洗濯機を2001年8月より販売する予定です。(「2001年 シャープ環境報告書」30頁より)

再生したプラスチックを新しい洗濯機の台枠に再利用。(「松下電器グループ 環境報告書2002」34頁より)

冷蔵庫

プラスチックを新しい冷蔵庫の底板に再利用したり、鋳物鉄をコンプレッサーの鋳物部品に再利用する研究を進行中。(「松下電器グループ 環境報告書2002」34頁より)

エアコン

銅、アルミを室内機・室外機の熱交換器に再利用。また、鋳物鉄を室外機のコンプレッサーの鋳物部品に再利用。(「松下電器グループ 環境報告書2002」34頁より)

12 . ビジネスモデルの変化

家電リサイクル法施行に伴い、「シングルライフ応援レンタルパック（学生や単身赴任等一定期間後、不必要になる家電製品を効率的に再使用できるビジネス、別紙12-1）」が開始されている。

また、使用者の環境意識の高まりに伴い、「あかり安心サービス（蛍光管ではなく、「あかり」を提供するサービスで、契約者は蛍光管の備蓄や廃棄時に発生するマニフェストの発行・管理が不要等のメリットがあるビジネス、別紙12-2）」等も開始されている。

信頼と安心をサポート “一人暮らしを応援します”

シングルライフ応援レンタルパック

こんなにお得になった応援レンタルパック

引越しもラクラク！なんてたって・配送・設置から引き上げまで全て無料！！しかもメンテナンス付！！



選べる3つのレンタルコース

契約年数	月額レンタル料
2年契約	4,500円(税別)
3年契約	3,800円(税別)
4年契約	3,500円(税別)

* 契約年数が満了し、継続レンタルする場合、月間レンタル料は一律3,000円(税別)
* レンタル期間中の(中途解約)に関しては、残りの契約期間にお支払いいただくレンタル料金の50%をキャンセル料としてお支払いいただくことになります。

- ・全国どこでも指定の場所にお届けします。(一部地域を除く)最初の配送と期間終了後のお引取にかかる輸送料は無料の特典付き。
- ・契約の途中解約につきましては当社規定キャンセル手数料がかかります。

| [ご意見・ご要望・お問合わせはこちら](#) |

家電4点が
1日約120円から借りられる！

4商品まとめて
月々わずか**3,800円**
(3年契約・税別)



資料・申込書の請求はこちら

【サービス提供】

家電製品のレンタル

1. T社における家電製品のレンタルの取組概要

家電リサイクル法施行に伴い、消費者とメーカー双方のコスト負担削減、製品の長寿命化をねらった中古家電レンタルビジネスの事業化が検討されている。家電メーカーT社の子会社であるT社では単身赴任者や学生向けを中心に洗濯機・冷蔵庫・ビデオ付きテレビ、電子レンジの中古家電4製品セットを月額3,000円程度(新製品レンタル場合の約3割安)でレンタルするビジネスを計画している。既に2001年4月から開始しているレンタルサービスから回収された自社製品を検査確認後、洗浄・抗菌処理を施し、再度レンタルするというもので、同社では平均2-4年のレンタル期間を想定している。海外では、すでにスウェーデンの家電大手、エレクトロラックス社が洗濯機を対象に実験を始めている。

契約年数		月額レンタル料
未 使 用 品	2年契約	4,500円(税別)
	3年契約	3,800円(税別)
	4年契約	3,500円(税別)
契約年数が満了し 継続レンタルする場合		3,000円(税別)
回収中古品の レンタルパック		3,000円(税別)

4品目の家電は新規に購入すると約15万円ほどかかり、さらに廃棄時にリサイクル費用(各々2,700円~4,600円)と運搬費(品目ごとに千円前後)がかかるため、レンタルの方が割安になり、購入する場合と比較して、2年間のレンタルで9万円、4年間のレンタルでも2万円割安になる。メーカーにとっても、修理を施せば使える中古家電をリユースすること自体のメリットに加えて、解体費用負担を軽減できるという利点もある。

2. 課題・方向性

単身赴任、学生など比較的短期間のニーズの場合、モノを所有するというよりも機能を消費するという意識が大きいと考えられ、家電製品のレンタル事業の需要はあると思われる。しかし、事業性の観点からは、レンタル品の稼働率を如何に上げるか、再レンタ

ルの回数を如何に増やすか、という点が課題となる。

一方で、レンタル品ということで消費者の扱いが粗雑になる可能性も高く、これに対する対応も課題である。

2002年3月26日

松下電器産業株式会社

～蛍光灯の販売から継続的な機能サービス提供へ～

工場、オフィスビル向け「あかり安心サービス」を開始

松下電器産業株式会社は、従来¹の事業者向け蛍光灯販売事業から、「あかり」という機能を顧客に提供する会員制サービスへの移行を目指し、『あかり安心サービス』事業を4月1日から開始します。

本サービスは、蛍光灯を大量に使用する工場やオフィスビル等を対象に、これまでの蛍光灯という物品販売に替えて、蛍光灯は、「あかり安心サービスセンター」^{※1}が所有し、顧客である事業者に対しては、蛍光灯から発する「あかり」を提供する、という新しい概念に基づいたサービスです。

本サービスでは同センターが、顧客と使用状況の予測にに基づく月額固定料金で期間契約を結び契約期間中に寿命に達した蛍光灯については、月額料金の範囲内として、交換分をお届けします。また、寿命に達した蛍光灯は、同センターが排出者として、委託契約している中間処理会社で適正処理します。

顧客側にとっては、製品を単品で購入する従来²の方法からサービス料金を毎月支払うという方法に変わることにより、一斉交換の際にかかる費用を分散することができます。また、蛍光灯の使用に際し、中間処理会社との委託契約や、産業マニフェスト管理^{※2}等が必要なくなり、業務負担が大幅に軽減されます。

工場、オフィスビルなどの事業者から排出される蛍光管は、年間約1億6000万本であり、そのほとんどが、埋め立て処理されています。環境問題への取り組みが世界的に注目されている現在、本サービスは、蛍光灯の使用から、回収、適正処理に至るまでの工程を、中間処理会社と協力して効率化し、環境負担の低減、顧客のゼロエミッションへの貢献を目指します。

本サービス事業は、4月1日から首都圏地区（1都6県）で開始し、順次地域毎に展開して、全国展開を目指します。

※1 あかり安心サービスセンター…松下電器、電材営業本部が4月1日に設置する本サービスの運営本部。

※2 マニフェスト管理…発出者は、産業廃棄物がどのように処理されたかを、マニフェストと呼ばれる帳票を使って確認し、処理後、マニフェストを5年間保管する義務があります。

【本件に関するお問合せ】

松下電器産業株式会社 電材営業本部 カスタマークリエイトセンター
宮本・横山 電話 03-3437-1196 FAX03-3437-1197